

本宮市農業委員会 令和元年11月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年11月22日(木)午後1時30分

2. 開催場所 白沢公民館 2階「大ホール」

3. 出席委員

農業委員会委員

1 番 渡邊 謙輔	2 番 遠藤 政幸	3 番 國分 政利
4 番 伊藤 隆一	5 番 石橋 廣基	6 番 三瓶 和彦
7 番 渡邊 善幸	8 番 三瓶 修藏	9 番 渡辺 喜一

農地利用最適化推進委員

1 番 國分 隆一	2 番 川名 和弘	3 番 遠藤 栄太郎
4 番 國分 政彦	5 番 遠藤 俊雄	6 番 阿部 修司
7 番 佐藤 一徳	8 番 遠藤 正任	9 番 國分 保
10 番 大内 俊之	11 番 佐々木 清忠	12 番 佐藤 博衛

4. 欠席委員 推進委員 4 番 國分 政彦委員
 推進委員 7 番 佐藤 一徳委員
 推進委員 9 番 國分 保 委員

5. 遅参委員

6. 職員 事務局長 三瓶 隆

7. 書記 農地係長 伊藤 晋平

事務局長	開会に先立ちまして、今回の台風 19 号で被災した方々への災害義援金を 10 月 21 日に市長に手渡したことをご報告いたします。 その後 11 月 7 日付で、本宮市長より、義援金のお礼の通知がありましたことをご報告いたします。
事務局長	ただ今から、本宮市農業委員会 11 月定例会を開会いたします。欠席の通告は、推進委員 4 番 國分政彦委員 推進委員 7 番 佐藤一徳委員 推進委員 9 番 國分保委員であります。 遅刻の通告は、ありません。 それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会 11 月定例会を開会いたします。 時節の事柄
事務局長	続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。
会長 渡辺喜一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 渡辺喜一	出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員 6 番 三瓶和彦委員 農業委員 8 番 三瓶修藏委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。

	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、会期を本日限りといたします。
会長 渡辺喜一	日程に従いまして、5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。
	(8 番 三瓶 修藏 委員)
農地転用調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、三瓶修藏です。今回は、伊藤隆一委員、遠藤栄太郎委員、佐藤一徳委員で調査を実施しました。</p> <p>去る 11 月 13 日 (水)、午後 1 時 30 分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと 7 件の現地を調査いたしました。</p> <p>最初に、議案第 56 号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、「残土捨て場敷地」、「社宅敷地」、「一般住宅敷地」、の転用で合計 3 件を確認しました。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第 57 号「現況確認証明願いについて」ですが、件番 1 並びに件番 2 は、隣接している箇所で、すでに原野化と山林化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>次に、件番 3 並びに件番 4 も隣接している箇所で、こちらは、すでに山林化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断しました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	続いて、10 月定例会での許可についての報告を事務局より報告いただきます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	① 10 月の定例会許可分は、10 月 25 日付で、許可指令証を交付いたしました。
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。 それでは日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 56 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。 最初に、件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)

会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 56 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なし認め、議案第 56 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 56 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 56 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 56 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 56 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、議案第 57 号「現況確認証明願いについて」を上程します。 最初に、件番 1 並びに件番 2 は、所有者が異なりますが、連担する隣接する農地でもありますので、一括して上程することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	それでは、異議なしと認め、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長

会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 57 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 並びに件番 2 を一括して非農地である証明を承認することで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、件番 1 並びに件番 2 は、非農地である証明を承認とすることで決定いたしました。 次に、件番 3 並びに件番 4 も、所有者が異なりますが、連担する隣接する農地でもありますので、一括して上程することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	それでは、異議なしと認め、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 57 号「現況確認証明願いについて」の件番 3 並びに件番 4 を一括して非農地である証明を承認することで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、件番 3 並びに件番 4 は、非農地である証明を承認とすることで決定いたしました。 それでは、次に、議案第 58 号「令和 2 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決します。 議案第 58 号「令和 2 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見」は

